一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡茂木町
二　地域再生計画の名称　地域資源活用自立経済基盤創造戦略～持続可能なまちづくりと雇用定住の促進～
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡茂木町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県
二　地域再生計画の名称　県のポテンシャルを最大限生かした地域経済活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　銚子市、館山市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに千葉県香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町の全域並びに木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市及び袖ケ浦市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県
二　地域再生計画の名称　「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県本社機能立地促進プロジェクト
二　地域再生計画の名称　石川県本社機能立地促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県
二　地域再生計画の名称　福井県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県、岐阜市、大垣市、山県市、瑞穂市、本巣市及び海津市並びに岐阜県養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ケ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町
二　地域再生計画の名称　２０２０西回りエリア特定業務施設整備事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市及び海津市並びに岐阜県養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ケ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県、高山市、飛騨市、郡上市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村
二　地域再生計画の名称　飛騨・郡上地域特定業務施設整備事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高山市、飛騨市、郡上市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市並びに岐阜県可児郡御嵩町
二　地域再生計画の名称　東濃クロスエリア特定業務施設整備事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市並びに可児郡御嵩町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県、関市、美濃市、美濃加茂市及び各務原市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村
二　地域再生計画の名称　航空機関連クラスター地域特定業務施設整備事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　関市、美濃市、美濃加茂市及び各務原市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡茂木町
二　地域再生計画の名称　地域資源活用自立経済基盤創造戦略～持続可能なまちづくりと雇用定住の促進～
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡茂木町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県
二　地域再生計画の名称　県のポテンシャルを最大限生かした地域経済活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　銚子市、館山市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに千葉県香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町の全域並びに木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市及び袖ケ浦市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県
二　地域再生計画の名称　「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県本社機能立地促進プロジェクト
二　地域再生計画の名称　石川県本社機能立地促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）